

## [事案 2022-316] がん給付金支払等請求

・令和6年1月9日 裁定打切り

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に特約が解除されたことを不服として、特約解除の無効およびがん給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年6月に前立腺がんと診断されたため、昭和62年1月に契約したがん保険（令和3年3月にがん治療保障特約、がん先進医療特約およびがん通院特約（以下「本特約」）を中途付加）にもとづきがん給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に本特約が解除され給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、本特約解除を無効にしてがん給付金等を支払ってほしい。また、本特約解除の無効が認められない場合は、本特約の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険会社からは、告知の重要性、告知義務違反があった場合に本特約が解除されること、解除された場合に本特約の保険料が返還されないことの説明を受けていない。
- (2) 保険会社は、告知書を作成する前に告知書の内容を説明していない。
- (3) 告知書作成時には、定期検査を受けていただけでがんではなかったもので、告知義務違反はない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本特約は、非対面の通信販売によって中途付加されたものであるが、告知義務および義務違反の効果に関する注意喚起については、分かり易い表現で告知書および注意喚起情報に明示してある。
- (2) 申立人は、平成28年3月の初診から毎年定期的に同一の医療機関を受診し、受診の度に主治医から前立腺がんの疑いで経過観察中であることの説明を受けていたため、告知書において前立腺がんの疑いで経過観察中であることを告知すべきであり、また、告知すべきであることを十分に認識できた。
- (3) 本特約は、通信販売型の保険であり、法令上口頭による説明が必須とされていないが、本件では、申立人が申込書および告知書を当社に提出する前に、代理店の担当者が申立人に架電し、告知の重要性や告知義務違反について口頭で説明を行った。
- (4) 本契約に適用される約款には、告知義務違反解除の効果として、将来にむかって保険契約を解除することができる旨を定めている。そのため、申立人に既に支払われた本特約保険料を返還する義務はない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、両当事者から提出された主張書面および証拠の検討に加え、本特約の申込手続時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人は、平成 28 年 3 月の初診以降、本告知書を作成までの間に合計 10 回通院し、告知書作成時点において前立腺がんの疑いで経過観察中だったため、告知事項に該当しており、申立人が「いいえ」と回答したことは、告知義務違反といわざるを得ない。
- (2) 申立人の告知義務違反が悪意または重大な過失によるものであったかどうかを判断するためには、主治医が申立人に対しどのような説明をしていたのか、前立腺がんの疑いで経過観察中であることを明確に説明していたのかなどにつき事実認定をし、申立人の健康状態に関する医学的知見等を併せて勘案して判断する必要がある。
- (3) しかしながら、これらの事実や事情を明らかにするためには、証拠調手続を経る必要があるほか、当事者または主治医その他の第三者に対する文書送付嘱託、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性があるところ、裁判外紛争解決機関である裁定審査会では、これらの手続を行うことができない。
- (4) 申立人は保険会社に対し、本特約解除の無効が認められない場合は本特約の既払込保険料の返還を求めているが、保険会社の告知義務違反解除が有効であるという判断ができることを前提とした請求のため、裁定審査会において本特約の解除が無効であるかについて裁定を行うことが適当ではないと判断する以上、本特約の既払込保険料の返還についてもまた裁定を行うことは適当でない。